

個人情報定義の明確化

(1) 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正

- ・個人情報保護法における「個人情報」は、「特定の個人を識別することができるもの」として社会通念に基づき判断される。また、容易照合性の要件によって、個人情報該当性が事業者ごとに判断される。
- ・こうした個人情報の定義について、事業者からは「個人情報の範囲についての法解釈の曖昧さ」を理由に、パーソナルデータの利活用を躊躇せざるを得ないとの指摘がされていた。
- ・そこで、個人情報該当性の判断を容易かつ客観的にするため、個人情報保護法における個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化された。
- ・また、個人情報の定義を明確化することは、個人情報を取り扱う国の行政機関及び個人情報の本人である国民にもメリットがあると考えられるため、行政機関個人情報保護法においても、個人情報保護法と同様に個人情報の定義が改正された。

(2) 法改正を踏まえた個人情報保護条例の見直しの方向性

① 個人情報の定義

- ・個人情報の定義を明確化することは地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられる。このため、個人情報保護条例においても、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。

② 個人識別符号の定義

- ・個人識別符号として定めるべき符号は、それそのものから特定の個人を識別することができるものであり、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることはないと考えられる。
- ・このため、個人識別符号の定義について、改正行政機関個人情報保護法の規定は改正個人情報保護法と同じものとされた。また、行政機関個人情報保護法施行令及び施行規則の規定もそれぞれ個人情報保護法施行令及び施行規則を踏まえて検討されている。

- ・したがって、個人識別符号の定義については、個人情報保護条例においても、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当である。

(3) 地方公共団体における個人情報の定義の現状

- ・個人情報保護条例における個人情報の定義については、現在、他の情報との照合及び死者に関する情報について、地方公共団体によって差異が見られる。

① 他の情報との照合

- ・個人情報の定義について、個人情報保護法では照合の容易性を要件としているが、行政機関個人情報保護法では、行政に対する国民の信頼確保の要請などから、国の行政機関における個人情報の取扱いについてより厳格に規律するため、照合の容易性を要件としていない。

関係条文

○ 現行の個人情報保護法（抄）

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2～6 （略）

○ 現行の行政機関個人情報保護法（抄）

（定義）

第2条 （略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3～5 （略）

- このため、行政機関個人情報保護法における個人情報の範囲は、個人情報保護法と比較して、他の情報との容易ではない照合により特定の個人を識別することができるものだけ広い。

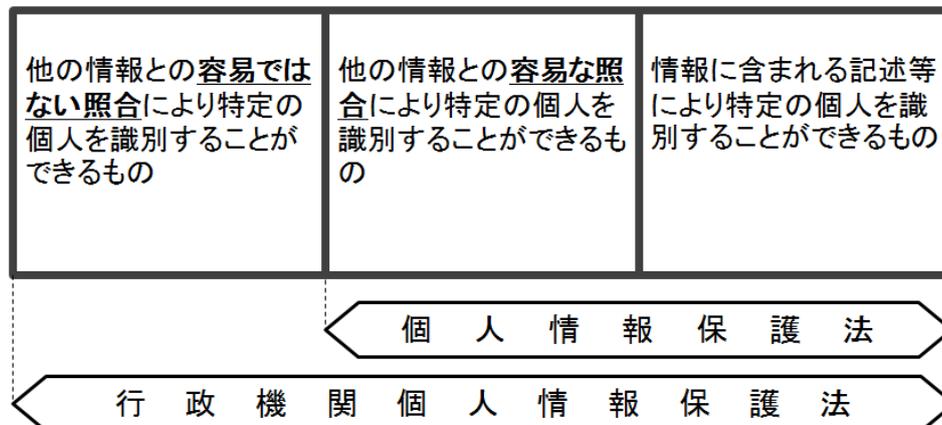


図1 個人情報の範囲

- 個人情報の定義について、他の情報との照合に関する地方公共団体の現状は次表のとおりであり、多くの地方公共団体では行政機関個人情報保護法と同様に照合の容易性を要件としていない。一方、照合の容易性を要件としている¹地方公共団体もある。

表1 他の情報との照合に係る個人情報の定義²

	都道府県	市区町村
他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含む。 【行政機関個人情報保護法と同じ。】	43 団体 (91.5%)	1451 団体 (83.3%)
他の情報との容易な照合により特定の個人を識別することができるものを含む。 【個人情報保護法と同じ。】	4 団体 (8.5%)	290 団体 (16.7%)
合計	47 団体	1741 団体

※ 平成28年4月1日現在（速報値）

¹ 平成28年12月20日に修正

² 平成28年12月20日に修正

- ・地方公共団体についても、国の行政機関と同様に、行政に対する住民の信頼確保の要請などから、個人情報の取扱いについて事業者（個人情報保護法）より厳格に規律する必要があると考えられる。
- ・したがって、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法と同様に、照合の容易性を要件とはせず、個人情報に他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当である。

② 死者に関する情報

- ・個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法では個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っている。これは、これらの法律が、個人情報の本人を対象として、本人の権利利益の侵害等が発生することを未然に防止することを目的とするものであり、死者に関する情報の保護によって、相続人や遺族等、第三者の権利利益を保護することまでを意図するものではないためである。
- ・ただし、これらの法律においても、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合）には、当該生存する個人に関する情報として同法の対象となる。
- ・なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 24 日厚生労働省通知）では、「患者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者等が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする」と規定されている。
- ・また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 12 条では、個人番号が漏えいした場合には、これを使ったデータマッチングにより個人の権利利益に対する甚大な被害を招く危険があることなどから、生存する個人の個人番号だけでなく死者の個人番号も含めて、安全管理措置を講ずることとされている。
- ・死者に関する情報について、地方公共団体の現状は次表のとおりである。

表2 死者に係る個人情報の定義

	都道府県	市区町村
生存する個人に関する情報に限る。 【個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ。】	16 団体 (34.0%)	749 団体 (43.0%)
生存する個人に関する情報に限らない。(死者に関する情報を含む。)	31 団体 (66.0%)	992 団体 (57.0%)
合計	47 団体	1741 団体

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在 (速報値)

- ・都道府県及び指定都市において、個人情報の範囲に死者に関する情報を含むこととしている主な理由はとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> ・死者の名誉や人格的利益を守るため。 ・保有している情報が生存する個人のものであるか死者のものであるかを分別することが困難であるため。
--

- ・個人情報保護法第 5 条では、地方公共団体の責務として、その区域の特性に応じて必要な施策を実施することが規定されているところ、個人情報に死者に関する情報を含むことは、行政機関個人情報保護法の個人情報の保護の範囲を超えるものである。
- ・このため、死者に関する情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断されるべきである。